

手形等の支払サイト60日以内化※対応のサポート情報

※手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更

部工会 型少量品・支払条件WG

2024年9月

部工会のメールマガジン等で既報の通り、公正取引委員会は、2024年4月に同年11月よりサイトが60日を超える手形等が下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用の見直しを公表しました。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html

会員各社がこの運用見直しに適切に対応し、法令を遵守し続ける一助として、サポート資料を作成しました。

1. 下請法指導基準の変更について

下請法が規制する「割引困難な手形の交付の禁止」の指導基準が24年11月1日から変更になります。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html

120日(繊維業90日)➡業種問わず60日

The screenshot shows the website of the Japan Fair Trade Commission (公正取引委員会). The main heading of the press release is: (令和6年4月30日) 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について. The text below explains that the commission has revised the guidelines for the use of promissory notes as payment methods for subcontractor payments. The specific changes listed are: 1) Issuance of guidelines for the use of promissory notes as payment methods; 2) Revision of guidelines for the use of promissory notes as payment methods; 3) Revision of guidelines for the use of promissory notes as payment methods. The original draft was published on February 28, 2024, with a public consultation period ending on March 28, 2024.

※手形その他、電子記録債権（例：でんさい）、一括決済方式（例：ファクタリング、売掛債権の譲渡）も含む

1. 下請法指導基準の変更について

指導基準の変更に対応しないと・・・

違反勧告となり、公正取引委員会HPで報道発表され
違反行為の内容及び社名等が公表されます。



- ・会社の信頼が大きく低下し、企業活動に大きなダメージを受けることとなります。
- ・是正勧告を受けると共に、勧告への対応をチェックされる可能性があります。

下請法が規制する内容であるため“**厳守**”が必要です。

2. 指導基準の変更への対応について

対応事例（会員企業での対応事例）

① 起案書の作成

支払条件変更についての起案書（稟議書）の作成・回付、決裁を得る

② 対象会社の抽出

取引先マスターでサイト60日を超える支払条件に該当する取引先を抽出

③ 対象会社の事業所担当者による確認

事業所へ上記の対象取引先情報を展開。事業所で実際に仕入先が下請法対象企業か確認。事業所担当者からの回答を取り纏め

④ 対象会社への支払条件変更に関する案内文の展開

案内文章作成は本社経理部門。各事業所より対象企業へ支払条件変更の案内をe-mailまたは郵送で展開

⑤ システム対応

本社経理部門にて一括でシステムの支払条件を変更

⑥ 支払条件変更

〇月×日仕入分より支払条件を変更

3.対応の注意点（漏れやすい確認事項、実施事項等について）

①漏れやすい確認事項

☑調達部門以外での取引、下請事業者の把握は出来ているか

➡生産に関わる材料・部品の購入以外の調達品
(金型・設備・副資材・サービス等)でも下請事業者との取引がある
かもしれません。

➡以下の取引も全て確認して下さい。

- ・個社の仕様が織り込まれた設備、治具等の調達品
- ・市販品、カタログ品を個社の仕様に一部変更した調達品
- ・設備、物品の修理を請け負う修理委託
- ・システム等プログラム作成や開発委託などの情報成果物
- ・デザイン、広告宣伝等の作成作業の業務委託
- ・運送やビルメンテナンスなどの役務提供委託

3.対応の注意点（漏れやすい確認事項、実施事項等について）

①漏れやすい確認事項（前ページ続き）

☑取引先が下請事業者になっていないか

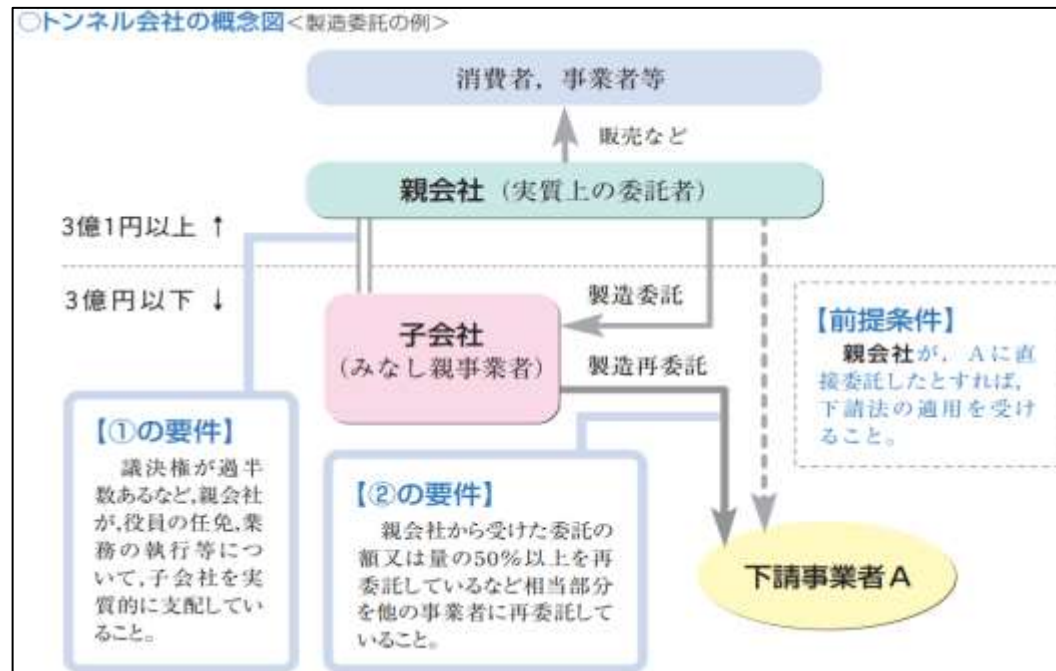
➡最近、**減資により下請事業者になる企業**が見受けられます

☑**関連会社(グループ)の支払条件**は把握出来ているか

☑支払い契約において**“個別契約”**は無いか

☑**トンネル会社規制**に抵触していないか

公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」P.16 : [shitauketextbook.pdf \(jftc.go.jp\)](http://shitauketextbook.pdf(jftc.go.jp))



公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」: [pointkaisetsu.pdf \(jftc.go.jp\)](http://pointkaisetsu.pdf(jftc.go.jp))

3.対応の注意点（漏れやすい確認事項、実施事項等について）

②漏れやすい実施事項

- ☑一時的に**資金負担**が大きくなるので、金融機関との調整
- ☑支払システムのプログラム改修
- ☑支払マスターの変更(リードタイムの確保が必要)

③その他 **社内各部署を巻き込んだ取り組みが必要です。**

調達部門だけではなく、他の各部門での取り組みも必要なため
経営課題の一つとしてトップダウンでの対応が求められます。

例：

経営企画部門（関係会社への対応展開）

経理・財務部門（資金繰り）

生産部門（工場購買）

システム部門（マスタ変更）

営業部門（サプライチェーン全体の問題）